

【まん延防止等重点措置解除のお知らせ】

北海道への「まん延防止等重点措置」が解除されることに伴い、3月22日（火曜）より【小樽市民会館】【小樽市公会堂】【小樽市民センター】三館の利用を以前の状況に戻させていただきます。

詳細につきましては以下のとおりとなりますが、今後の状況次第で内容を変更する場合がございますので、当館または小樽市のホームページにてご確認をお願いいたします。

●適用月日

令和4年3月22日（火曜）～

●集会室・会議室

当面の間、各室定員の半数（50％）以内制限を継続いたします。

●ホール（ご利用のガイドラインを遵守することを前提として）

①大声での歓声・声援等がないことを前提とする催事
客席定員（100％）までの収容可

②大声での歓声・声援等が想定される催事
客席定員の半数（50％）以内の制限付き

●ホール利用料の減免措置

半額減免措置は終了しております。

尚、上記②の大声での歓声・声援等が想定される催事で、客席定員の半数（50％）以内でご利用される場合でも全席使用時と同様の通常料金となります。

●キャンセル料

通常時の適用となります。
詳しくは、お問い合わせください。